

ショートステイいきいき館

短期入所生活介護重要事項説明書 (介護予防重要事項説明書)

当施設は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第 4670301631 号)

当施設はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

目 次

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	2
6. 施設を退所していただく場合（契約終了について）	5
7. 苦情の受付について	6
8. 事故発生時の対応について	6
9. その他	6

1 施設経営法人

- (1) 法人名 有限会社 いきいきケアサポート
(2) 法人所在地 鹿児島県鹿屋市王子町3958番地7
(3) 電話番号 0994-41-6289
(4) 代表者氏名 代表取締役 田中 穂積
(5) 設立年月日 平成23年 3月 1日

2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
平成23年 3月 1日開始 鹿児島県 第 4670301631 号
- (2) 施設の目的 要支援及び要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、指定短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 ショートステイいきいき館
- (4) 施設の所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町3579番地1
- (5) 電話番号 0994-45-4316
- (6) FAX番号 0994-45-4318
- (7) 管理者氏名 管理者 田中 良二
-
- (8) 基本方針 私たちは、利用者とそのご家族が安心して施設を利用していただけるよう、以下のことを念頭において、サービスの質的・効率的な向上を目指します。
①私たちは、利用者の人格を尊重し、人間性豊かな介護に心がけます。
②私たちは、その専門性を発揮し、利用者一人一人の個性や心身の状況、生活様式や生活習慣を十分に把握し、きめ細やかなケアをおこなうように心がけます。
③私たちは、利用者に自立した生活を促し、利用者の地域の人たちとの交流を支援します。
- (9) 開設年月日 平成23年 3月 1日
- (10) 入所定員 22人

③ 食事

- ア 当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- イ 医師の指示のもと、治療食が必要と認められた利用者ごとに、栄養士によって食事の提供が行われます。
- ウ 利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。(ユニット共有スペース、居室等)

④ 入浴

- ア 週に2回以上行います。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- イ 利用者の心身の状態に応じて普通浴槽での入浴ができます。

⑤ 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑥ 機能訓練

看護職員又は介護職員が協力し合って、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練やレクリエーションを実施します。

⑦ 健康管理

看護職員と、医療機関との連携により、利用者に対し、24時間の連絡体制を確保し、かつ必要に応じて健康等の管理及び服薬等の管理を行う体制を確保いたします。

⑧ その他自立への支援（生活リハビリ）

- ア 寝たきり防止のため、可能な限り離床に配慮します。
- イ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ウ 口腔内の清潔を保つ為、毎日、口腔内清拭（口腔ケア）及び歯磨きの支援を致します。
- エ 生活援助は、介護保険の主旨である自立支援に向けて残存機能を最大限に生かした支援をいたします。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書 第6条参照）

<別紙1>の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護予防及び介護給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事、居室に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合にサービスを利用されたときは、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護予防及び介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。もしくは、要介護認定後、重要事項説明書に定める所定の

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人青仁会 池田病院
所在地	鹿屋市下祓川町1830番地

6 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

☆下記事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- ① 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ② 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ④ 利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑤ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

☆利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の前日までに居宅の介護支援専門員まで連絡してください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護予防及び介護保険対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

☆事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

7 苦情の受付について

要望又は苦情の申し出

当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

安全管理委員会を月1回開催し、当施設の安全対策を協議・検討いたします。協議内容については、記録を整備いたします。なお、指定介護老人福祉利用者に対する指定介護予防短期入所生活サービス及び指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに扶養義務者又は後見人等及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して執った処置については、記録を整備します。事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

(3) 身体拘束廃止対策

身体拘束廃止委員会を月1回開催し、当施設の身体拘束の状況を協議・検討し、廃止へ向けた取り組みを行います。協議内容については、記録を整備いたします。

(4) 褥瘡防止対策

褥瘡委員会を月1回開催し、当施設の褥瘡対策を討議・検討し、その効率的な推進を図り、予防と治療を行います。

(5) 感染症対策

感染症対策委員会を月1回開催します。感染症対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議・検討し、感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。

(6) 虐待の防止等

高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者の虐待防止及び権利擁護は重要であることから、事業所は高齢者の虐待防止及び権利擁護に努めます。

附則

この規定は、平成23年3月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から改定する。

3 サービス提供における事業者の義務

当施設では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- | |
|--|
| <p>① 利用者の生命、身体、安全・確保に配慮します。</p> <p>② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。</p> <p>③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、必要と認められる場合に限り、利用者及び扶養義務者又は後見人等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。</p> <p>④ 利用者に対する隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又はその他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録するなど、適正な手続きにより、事前又は事後速やかに、利用者及び扶養義務者又は後見人等に対し行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分な説明をします。記録については、次の事項を記載します。</p> <p>行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間。</p> <p>⑤ 事業者及びサービス従事者又は職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者及び扶養義務者又は後見人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を市町村、居宅支援事業者その他の介護支援事業者等への情報を提供いたします。その他に、サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等に使用することがあります。その際には予め説明を行い同意をいただきます。</p> <p>⑥ 事業所及びサービス従事者又は職員は、介護保険法及び個人情報保護法に基づいて、利用者及び扶養義務者又は後見人等の情報を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。</p> |
|--|

4 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に滞在されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面 会

面会時間 概ね8:00 ~ 20:00

(2) 外 出

外出をされる場合は、前日までにお申し出下さい。

(3) 食 事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(4) 施設・設備の使用上の注意

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ショートステイ いきいき館

説明者職名 _____ 氏 名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの内容と提供開始に同意するとともに、重要事項説明書の交付を受けました。

氏 名 _____

家 族 _____

代理人 _____